



酒都西条のまちなみを作ろう！！



酒都西条のまちなみを作る 市民、企業を応援します

酒都西条の歴史的なまちなみを東広島らしい景観の拠点にしていきたいと考えております。そこで、酒都西条のまちなみを作ろうとする市民、企業の方々に応援するために支援制度の運用を開始しました。

応援ってなにをするの？

酒蔵周辺地区の景観形成に寄与する建物等の修繕等に対して、補助金を交付します。
詳細は2ページ目以降へ

どんな建物が対象？

登録文化財か同等の価値を持つ建造物等が対象です。
詳細は、2. 補助対象物件へ

対象物件は建物だけなの？

自動販売機、室外機等の建築設備も補助対象物件ですので、まちなみと調和した外観に変更する場合は補助対象となります。
詳細は、2. 補助対象物件へ

どんな修繕が対象？

外観の原状復旧やまちなみと調和した外観に変更する行為が補助の対象となります。
詳細は、3. 補助対象行為へ

酒都西条のまちなみ

白壁となまこ壁の建物と赤レンガの煙突を備えた酒蔵、旧山陽道を中心に赤瓦屋根の建築物や商屋が建ち並ぶ独特な景観が酒都西条のまちなみです。

江戸時代には、宿場町としてもにぎわっており、御茶屋（本陣）跡など、歴史的な建造物も多く残っています。

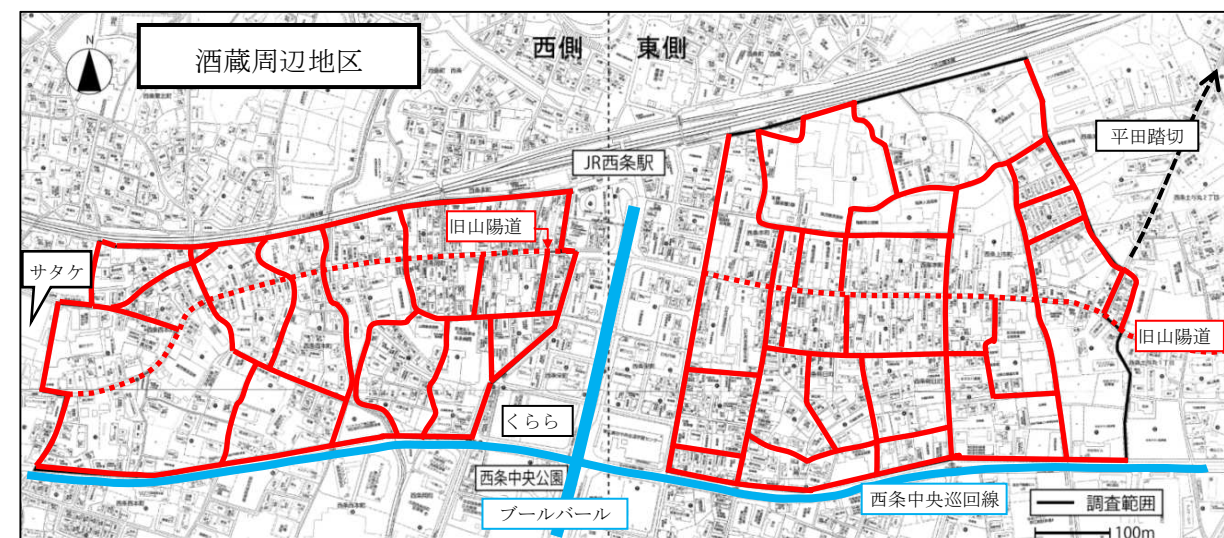


1. 支援制度の要件

酒蔵周辺地区の景観形成に寄与する、登録文化財又は登録記念物、古民家などの歴史的建造物、及びそれらに附属する建築設備を補助対象物件とし、それらの修繕または修景に対して、予算の範囲内で事業費の1/2を補助率とし、補助対象物件ごとに補助金限度額を設けて補助金を交付します。

補助対象物件	補助対象行為		補助率	補助金限度額
	④修繕	⑤修景		
①登録文化財又は登録記念物	○	×	1/2	600万円
②歴史的建造物等	○	○	1/2	300万円
③建築設備	×	○	1/2	20万円

また、補助対象エリアは次の図のとおりとします。旧山陽道沿い（赤破線）を中心とし、その他指定する路線（赤線）を視点場とし、いずれかの路線（赤破線、赤線）から見えることを補助要件とします



「文化財登録制度」とは

私たちの周りにある身近な建造物であっても、時代の特色をよく表したもののや再び造ることができないもの、地域の歴史的景観を形作っているものは、貴重な文化財です。この文化財建造物を守り、地域の資産として活かすための制度が「文化財登録制度」です。

登録有形文化財建造物は、建築から50年以上を経過した歴史的建造物の内、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、また活用が促されるものです。登録される対象には、建造物のほか、井戸・塀・柵・門・石垣・煙突などの構築物も含まれます。

この制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。今までどおりの使い方を続けるもよし、事業資産や観光資源にすることもできます。外観が大きく変わることや移築の場合には届出が必要ですが、登録することで規制に強く縛られることはありません。また、この制度では、登録文化財となった建造物の保存修理を行う際の設計監理費の一部援助や相続税・固定資産税の一部控除や減税などの優遇措置もあります。

文化財を登録するには？

文化課に調査を依頼 → 専門家の調査 → 文化庁の実査 → 登録の申請 → 登録
まずは文化課にご連絡下さい。生涯学習部文化課：TEL 082-420-0977

2. 補助対象物件の詳細

(ア) 登録有形文化財又は登録記念物		
	<u>登録有形文化財</u>とは、文化財登録制度で登録されている建造物等のことで、築50年を経過した歴史的建造物のうち、①国度の歴史的景観に寄与している、②造形の規範となっている、③再現することが容易でない、の3つの条件のどれかを満たすものです。また、<u>登録記念物</u>は、同じく文化財登録制度で登録されている、遺跡、公園、庭園、動植物等のことです。	
(イ) 歴史的建造物等		
	<u>歴史的建造物等</u>とは、<u>登録有形文化財</u>や<u>登録記念物</u>と同等の価値を持つ概ね築50年を経過する建築物や工作物のことです。なお、<u>歴史的建造物等</u>は本制度で市が独自に規定しているものであるため、対象物件の適否については、審査基準を設けて内部検討会にて判断します。	
(ウ) 建築設備		
		<u>建築設備</u>とは、<u>登録有形文化財</u>又は<u>登録記念物</u>、<u>歴史的建造物等</u>に附属する給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等です。

3. 補助対象行為の詳細

(エ) 修繕（写真例：他地区屋根の葺き替え）	
	
<u>修繕</u>とは、補助対象物件である<u>登録有形文化財</u>又は<u>登録記念物</u>、及び<u>歴史的建造物等</u>の外観の原状復旧に係る行為のことです。なお、<u>登録有形文化財</u>又は<u>登録記念物</u>については、構造耐力上主要な部分（柱、壁、梁等）の補修等を行わないことが、その建築物等の保存に著しく影響を与える場合、視点場から見えないところについても補助対象とします。同じく<u>登録有形文化財</u>又は<u>登録記念物</u>について、一般の観覧に供する部分（内装等）の補修等も補助対象とします。	

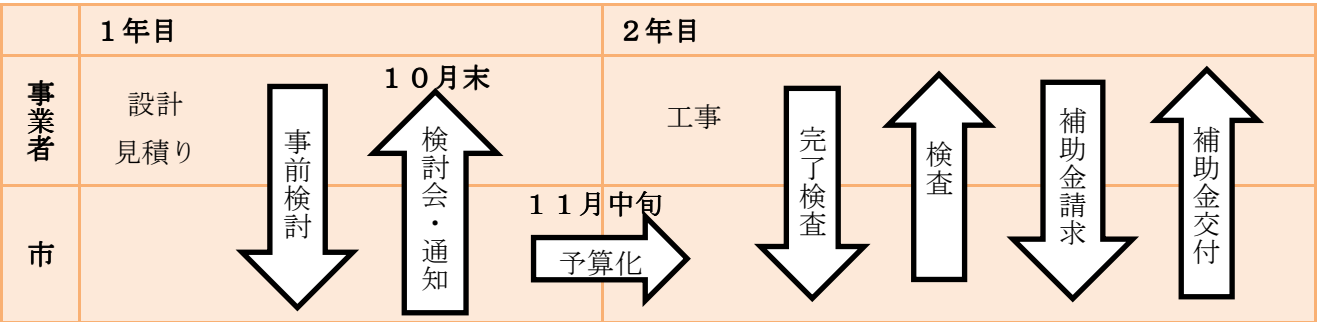
(オ) 修景（写真例：旧山陽道沿いくぐり門の様様替え）	
	
<u>修景</u>とは、補助対象物件である<u>歴史的建造物等</u>及び<u>建築設備</u>について、まちなみに調和した外観に変更する行為のことです。なお、築後50年を経過していない、新しい建造物等は対象としていません。	

4. 支援制度の運用

本制度は、原則として、1件の事業につき、2年がかりで補助金を交付します。

1年目は、事業者者に設計見積もりを提出していただき、その事業を検討会議で検討します。検討会議にて、承認された事業については、予算化を行います。本市の予算要求の時期までに検討会議を完了しておく必要があるため、検討会議は毎年10月末までに行います。また、予定している事業が補助制度の対象物件及び対象行為に該当するかわからないときは、事前相談も受け付けております。

2年目は、実際に事業を実施していただきます。事業が完了した際には、検査を行い、事業が申請どおりに行われているかを確認します。最後に、検査が完了したら事業者者に補助金の請求をしていただき、補助金を交付します。なお、①の登録文化財及び登録記念物については、修理等の設計監理費に対する国庫補助制度がありますので、事前にご相談ください。



<事前検討手続きに必要な書類>

補助金の事前検討を要望される際に、次の資料が必要です。また、事前に市建築指導課に修繕等の計画について相談するようにしてください。

1. 対象物件の所有者が確認できるもの。（登記事項証明書等）
2. 本市の市税の滞納がないことを証明する書類
3. 区分所有されている対象物件については、所有者全員の同意書
4. 補助対象建築物の確認済証または検査済証の交付を受けていることを証明する書類
5. 図面等（付近見取図、配置図、平面図、面積表、立面図または断面図等）
6. 現況写真
7. 補助対象事業の修繕、修景等の見積もりまたはその写し
8. 収支計画書
9. 事業計画書

<支援制度に関する問い合わせ>
東広島市都市交通部都市計画課
TEL：082-420-0954
FAX：082-421-3233

<文化財登録に関する問い合わせ>
東広島市教育委員会
生涯学習部文化課
TEL：082-420-0977
FAX：082-422-6531